

公衆浴場の衛生管理



千葉市保健所環境衛生課

目 次

1	はじめに		1
2	公衆浴場の種別		1
3	浴場の衛生管理		2
4	水質検査地点及び項目		6
5	記録の作成・保存		7

1 はじめに

- レジオネラ症発生防止を目的に、公衆浴場の衛生基準を定めている『千葉県公衆浴場法施行条例』が改正され、平成15年9月1日から施行されました。これにより、公衆浴場の営業者には更なる衛生管理の徹底が求められています。

なお、『千葉県旅館業法施行条例』も同様に改正され、旅館・ホテル等の入浴施設に対しても衛生管理の徹底が求められています。

- 改正条例では、主に次のような点が義務付けられました。

水質基準	規則に定める項目について自主検査を行うこと。
浴槽水の管理	毎日換水すること。（循環ろ過式の浴槽は週に1回以上）
ジャグジーなど	循環ろ過式の浴槽には気泡発生装置を使用しないこと。（ただし、浴槽水を毎日換水して使用するときには可能）
打たせ湯・シャワー	新鮮な水を用い、循環浴槽水は使用しないこと。
循環ろ過器及び配管	一週間に一回以上十分に逆洗を行うこと。 配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去すること。
自主管理の徹底	管理運営要領及び点検表を作成し、3年間保管すること。

2 公衆浴場の種別

■ 一般公衆浴場

温湯等を使用し、同時に多人数を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設で、いわゆる銭湯をいいます。

■ その他の公衆浴場

一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、次のようなものが該当します。

- クアハウス、エステティックサロン、スポーツ施設（ゴルフ場、アスレチックジム等）、ヘルスセンター、健康ランド等に設置されたもの
- 工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置したもの
- サウナ風呂及び露天風呂を主体としたもの
- 酵素風呂、砂風呂等の特殊な浴槽が主体であるもの
- 移動入浴車に設置されたもの（浴槽が固定されているものに限る。）



3 浴場の衛生管理



■ 浴槽水について

- ・ 換水頻度は次のとおりです。
 - 1 浴槽水は、毎日換水をする事。
 - 2 循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上換水すること。
 - 3 屋外の浴槽は、浴槽内が汚れやすいことから、浴槽水を常に満杯状態に保つこと等により、浮遊物質を除去すること。なお、毎日換水し浴槽内を清掃すること。
- ・ 浴槽水は、〈表1〉の水質基準に適合していること。

〈表1〉

① 濁度	5度以下
② 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	25mg/L以下
③ 大腸菌群	1個/mL以下
④ レジオネラ属菌	検出されないこと

- ・ 上記の項目の水質検査を次の頻度で行ってください。
 - 1 毎日換水している浴槽水・・・年1回以上
 - 2 1以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの・・・年2回以上
 - 3 1及び2以外の浴槽水・・・年4回以上

〈表1〉の水質検査は、浴槽ごとに実施してください。

複数の浴槽の浴槽水が配管等で接続されている場合や、浴槽が壁で仕切られていて、その一部が開口している場合の浴槽水の水質検査は、一つの槽とみなします。

また、客毎に浴槽水を換水・清掃する場合は、〈表1〉の水質検査は不要です。



■ 浴槽に使用する水及び湯について

- ・ 回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用してはいけません。
- ・ 浴槽に使用する水及び湯は〈表3〉の水質基準に適合していること。

〈表3〉

① 色度	5度以下
② 濁度	2度以下
③ 水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
④ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/L以下
⑤ 大腸菌群	検出されないこと
⑥ レジオネラ属菌	検出されないこと

- ・ <表 3>の項目の水質検査を年 1 回以上行ってください。
ただし、水道事業体による水道、専用水道、小規模専用水道の場合は、水道法、千葉市小規模水道条例に基づき適正に管理されていれば①～⑤まで省略できます。さらに、「浴槽に使用する湯を一度貯めておく貯湯槽等がなく、瞬間湯沸かし器を使用している場合」、または「貯湯槽内の湯温が 60℃以上に保たれている記録がある場合」には⑥も省略できます。

■ 飲料水について

- ・ 飲料水を供給する設備から供給される水については、次の水質検査を行ってください。
ただし、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「千葉市小規模水道条例」等で規制を受ける水にあつては、当該法律等により水質検査を行ってください。

○ 井戸水等（水道水との混合も含む）を飲料水とする場合

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる項目のうち、<表 2>の 10 項目について年 1 回以上水質検査を行ってください。

<表 2>

① 一般細菌	100 個/mL 以下
② 大腸菌	検出されないこと
③ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
④ 塩化物イオン	200mg/L 以下
⑤ 有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L 以下
⑥ pH値	5.8 以上 8.6 以下
⑦ 味	異常でないこと
⑧ 臭気	異常でないこと
⑨ 色度	5度以下
⑩ 濁度	2度以下

〔 必要に応じ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項も追加すること。 〕

■ 打たせ湯、シャワー及び洗い場の水及び湯について

- ・ 循環ろ過水などの再利用水は、使用できません。
- ・ 水質は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のうち、10 項目の水質基準（<表 2>）に適合していること。
- ・ 水質検査は年 1 回以上行ってください。



〔 温泉水等を使用するものであるためこの基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと認める場合は、この限りでないが、その場合、水質基準に適合する水を浴室内の適当な場所に一か所以上飲用水を供給する設備として設け、飲料適の旨をその付近の見やすい場所に表示すること。 〕



■ 循環ろ過器について

- ・ 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であること。
- ・ 循環ろ過器1時間当たりの処理能力が浴槽の容量未満の場合は、毎日換水及び清掃を実施してください。
- ・ 消毒に用いる薬剤として次亜塩素酸ナトリウムなどの塩素剤を使用する場合は、残留塩素が0.2～0.4mg/L程度を保つようにしてください。
- ・ 循環ろ過器を設置した浴槽の浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が当該循環ろ過器に流入する直前の部分に設けること。（集毛器（ヘアーキャッチャー）部分からの消毒薬（錠剤を含む。）の注入は可。）
- ・ 循環ろ過器は、一週間に一回以上十分に逆洗を行ってください。
逆洗を行っても十分にろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換してください。

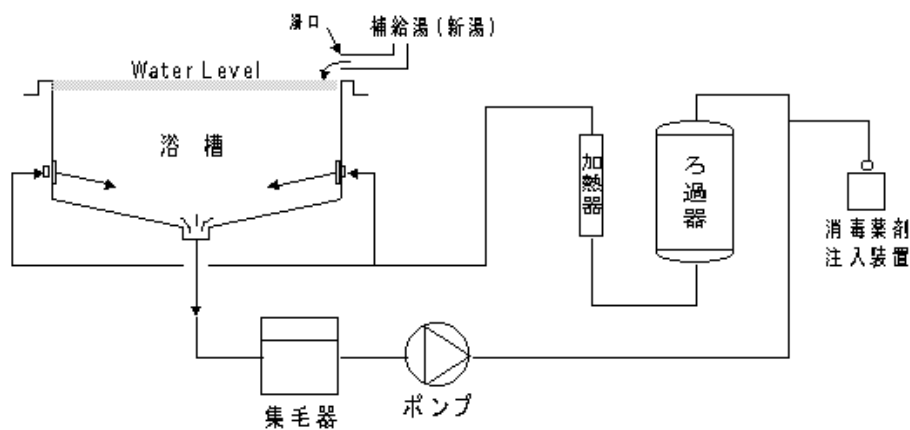


図-1 循環式浴槽の構造

- ・ 循環ろ過水が水面より高いところから供給される場合は、水及び湯が誤って飲まれないよう亚克力板などに「この水（湯）は飲めません」と記載したものを掲示してください。
- ・ 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去してください。



■ 気泡発生装置について

- ・ 気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造（フィルター装着等）にしてください。
- ・ 循環ろ過器を設置した浴槽には、気泡等発生装置を設置してはいけません。
（当該浴槽の浴槽水を毎日換水していれば使用は可能です。）

■ 換気について

- ・ 脱衣室及び浴室は、換気を十分行ってください。

脱衣室及び浴室の空気中の炭酸ガス濃度は1500ppm以下、一酸化炭素濃度は10ppm以下となるよう注意すること



■ 明るさ（照度）

- ・ 浴場内の各場所は、十分な照度が必要です。照度の目安は〈表4〉のとおりです。

〈表4〉

場 所	照 度 (ルクス)
浴室（サウナ室含む）	1 5 0 ～ 3 0 0 床 面
脱衣所、便所	1 5 0 ～ 3 0 0 床 面
受付	3 0 0 ～ 7 0 0 作業面
下足場	3 0 0 ～ 7 0 0 床 面
廊下	7 5 ～ 1 5 0 床 面



■ 清掃及び消毒について

- ・ 〈表5〉のとおりです。

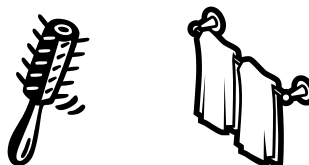
〈表5〉

場 所	清 掃	消 毒
脱衣室内の床、壁、脱衣箱、体重計等	毎日	1 月に 1 回以上
浴室内の床、壁、浴槽、洗いおけ、腰掛け等)	毎日	1 月に 1 回以上
浴室内の排水口	適宜	—
空気調和装置（フィルター等）、換気扇	適宜	—
飲用水を供給する受水槽、高置水槽	1 年に 1 回以上	—
その他の給水、給湯設備	必要に応じ	必要に応じ
便所	毎日	1 月に 1 回以上
排水設備（排水溝、排水管、汚水ます、温水器（排湯熱交換器）等）	適宜	1 月に 1 回以上
施設の周囲	毎日	—

- ・ なお、消毒には、材質等に応じ、逆性石ケン、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム液等を用いてください。

特記 受水槽清掃及び簡易専用水道における法定検査について

「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「千葉県小規模水道条例」等で規制を受ける施設については、当該法律等に基づく受水槽清掃を実施してください。なお、簡易専用水道の場合は、水道法に基づき 1 年以内ごとに 1 回、法定検査（管理状況検査）を受けてください。



■ 貸与品の消毒について

- ・ タオルにあつては、蒸気消毒、熱湯消毒、塩素系薬剤消毒、界面活性剤による消毒、ホルムアルデヒドガス消毒、酸化エチレンガス消毒等によって処理し、また、ヘアブラシ等にあつては、紫外線消毒、煮沸消毒、蒸気消毒、エタノール消毒、塩素系薬剤消毒、逆性石ケン消毒、グルコン酸クロルヘキシジン消毒、クレゾール水消毒及び両性界面活性剤消毒の内、材質に応じた消毒方法により消毒してください。

4 水質検査地点及び項目

■ 水質検査項目

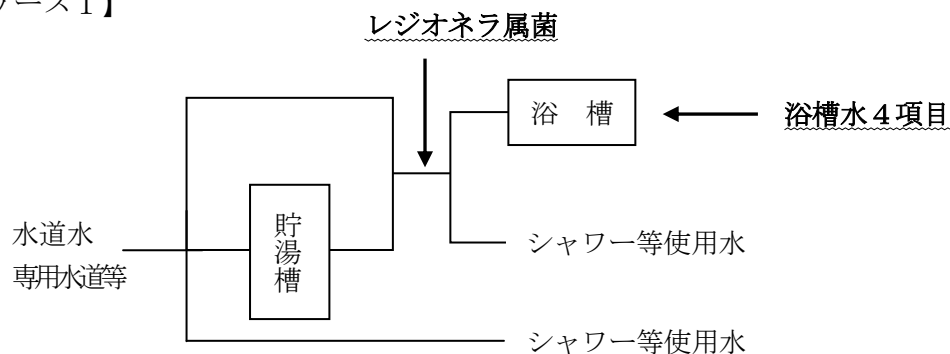
各水質検査の項目をまとめると、次表のようになります。

	浴槽水	浴槽使用水	飲料水・シャワー等
① 色度		○	○
② 濁度	○	○	○
③ pH値		○	○
④ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)(TOC)	○	○	○(TOC)
⑤ 大腸菌(群)	○(群)	○(群)	○
⑥ レジオネラ属菌	○	○	
⑦ 一般細菌			○
⑧ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○
⑨ 塩化物イオン			○
⑩ 味			○
⑪ 臭気			○

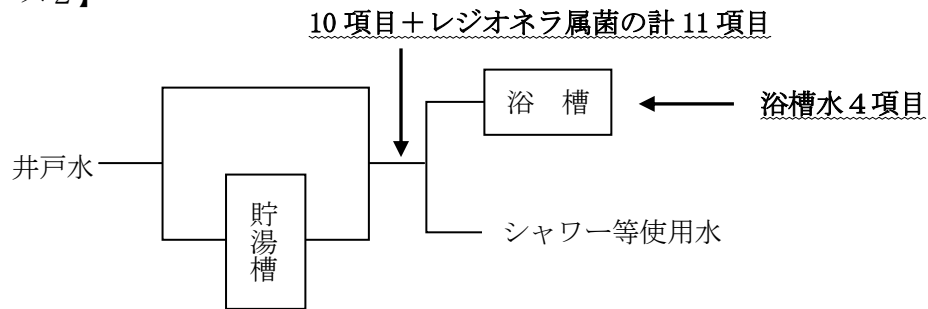
※ (群) は大腸菌群 (TOC) は有機物(全有機炭素(TOC)の量)

■ 水質検査地点

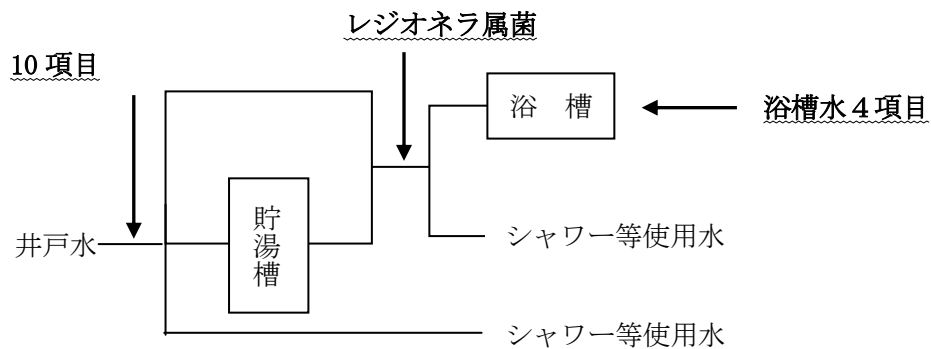
【ケース1】



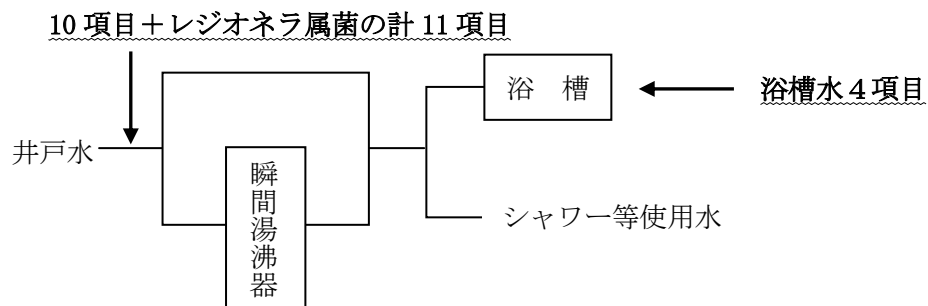
【ケース 2】



【ケース 3】



【ケース 4】



5 記録の作成・保存

浴場の管理運営について要領を作成し、当該要領に基づいて当該浴場の管理運営を行うとともに、当該浴場の管理運営に係る実施記録として点検票を作成し、その記録を 3 年間保存してください。

次ページ以降に、管理運営要領及び点検票の例示を示しています。

(例示)



浴場の維持管理について

1 毎日行うもの

- (1) 塩素による消毒を行っている浴槽水の場合は、定期的な残留塩素濃度の測定
- (2) 浴槽の換水（気泡等発生装置を設置した浴槽を含む）
- (3) 清掃
 - ① 集毛器
 - ② 脱衣室内及び浴室内において人が直接接するところ及び物（床、壁、脱衣箱、体重計、洗い桶、腰掛、浴槽の外側、シャワー用カーテン等）
 - ③ 便所

2 毎週行うもの

- (1) 循環ろ過器の逆洗
- (2) 循環ろ過器及び循環配管の生物膜の除去
- (3) 循環ろ過器を設置し、気泡等発生装置のない浴槽にあっては浴槽の換水

3 毎月行うもの

- (1) 消毒
 - ① 脱衣室内及び浴室内において人が直接接するところ及び物（床、壁、脱衣箱、体重計、洗い桶、腰掛、浴槽の外側、シャワー用カーテン等）
 - ② 便所
 - ③ 排水設備、温水器

4 年に1回以上行うもの

- (1) 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質検査（規則に定めるところによること）
- (2) 洗い場の水が、上水道が直結されている場合及び管理されている貯水槽水道以外の水の場合は、水質検査
- (3) 洗い場の湯がボイラーや貯湯槽等、貯留されている場合は水質検査
- (4) 受水槽、高置水槽、貯湯槽の清掃

5 適宜行うもの

- (1) 循環ろ過器のろ材の交換
- (2) 清掃
 - ① 毎日換水しない浴槽にあっては、換水の時に浴槽内を清掃すること
 - ② 浴室内の排水口
 - ③ 空気調和装置、換気扇
 - ④ 上記以外の給水、給湯設備
 - ⑤ 排水設備、温水器

(例示) <日常管理記録表>

年

月

(浴槽 :

) * 3年保存

点検日		残留塩素濃度測定 (mg/L)				消毒装置 運転状況	薬剤の 状況	集毛器 清掃(毎日)	浴槽の換水・ 清掃 (毎日)(回/週)	ろ過器と配管の 生物膜除去 (回/週)	ろ過器の逆洗・ろ剤の 洗浄 (回/週)	気泡発生装置 点検	脱衣室		浴室		便所の 清掃	排水溝・排水設備 の清掃	受水槽・高置水槽 の清掃 (回/年)	点検作業 実施者	記事
日	曜日	:	:	:	:								(毎日) 清掃	(回/月) 消毒	(毎日) 清掃	(回/月) 消毒					
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					

・
・
・

水質検査	浴槽水	回/年	実施日・結果	年 月 日	適・不適 ()	年 月 日	適・不適 ()
	浴槽に使用する水	回/年	実施日・結果	年 月 日	適・不適 ()	年 月 日	適・不適 ()
	浴槽に使用する湯	回/年	実施日・結果	年 月 日	適・不適 ()	年 月 日	適・不適 ()
	洗い場の水	回/年	実施日・結果	年 月 日	適・不適 ()	年 月 日	適・不適 ()
	洗い場の湯	回/年	実施日・結果	年 月 日	適・不適 ()	年 月 日	適・不適 ()

問い合わせ先

千葉市保健所環境衛生課

千葉市美浜区幸町 1－3－9

TEL 238－9939